北海道告示第 10741 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和４年５月 31 日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

コープさっぽろ北広島店・サンワドー北広島店・ジール 54 ビル

北広島市中央３丁目２番地４　ほか

（２）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大谷木材産業株式会社　　代表取締役　大谷　惠一

北広島市中央３丁目１番地３

（３）大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4,081 平方メートル

（４）大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

465 平方メートル

（５）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

令和４年６月１日

（６）変更する理由

一部店舗建て替えのため

２　届出年月日

令和４年５月 25 日